

令和6年7月1日

加入者各位

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー

EY Japan 健康保険組合

03-3503-3478

kenpo-kumiai@jp.ey.com

被扶養者異動届 運用の変更について

拝啓 日々ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、EY Japan 健康保険組合では、被扶養者認定における添付書類について、7月1日より一部運用を変更いたします。

【変更部分】

配偶者様、お子様の扶養申請に関して、以下①②が変更となりました。

①住民票の添付必須

配偶者様、お子様の申請にも住民票を添付してください。(コピー可)

②別居の場合、送金証明

別居の場合、生計維持関係の証明書類として送金実績等を添付してください。

その他ご家族については変更ありません。

入社に伴い新規資格取得される皆様におかれましては、社保関係書類をお送りした日程によっては旧運用のご案内となっている場合があります。大変なお手数をおかけしますが、健保組合ホームページ等ご確認いただき、必要書類について改めてご確認をお願いいたします。

[扶養家族について | 各種手続き | EY Japan 健康保険組合 \(eyjapan-kenpo.jp\)](#)

何かご不明な点等ございましたら健保組合宛お問い合わせください。

どうぞよろしく願いいたします。

敬具